

2019 年度事業計画書

自 2019 年4月 1日

至 2020 年3月31日

一般社団法人 東京都警備業協会

目次

はじめに	1
第1 啓発普及活動事業	1
1 広報・啓発活動	1
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	1
(2) 東警協ウェブサイト	1
2 犯罪抑止活動等補助	2
(1) 特殊詐欺被害防止への協力	2
(2) 東京都安全・安心まちづくり協議会への参加	2
(3) 東京万引き防止官民合同会議への参加	2
(4) 各種被害防止のためのグッズ等の製作・配布	2
第2 育成事業	2
1 警備員教育事業（現任教育）	2
2 職業訓練認定校事業（新任教育）	2
3 公安委員会講習事業	2
(1) 警備員指導教育責任者講習	2
(2) 機械警備業務管理者講習	3
(3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	3
4 特別講習事業	3
(1) 特別講習	3
(2) 予備講習	3
(3) 0からの挑戦塾	3
5 警備員のスキルアップ研修	4
第3 調査研究指導事業	4
1 警備業に係る調査研究事業	4
2 少子高齢化社会を見据えた調査研究	4
3 働き方改革に向けての調査研究指導	4
4 警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画の周知と要請	4
第4 災害対策支援事業	4
1 災害への備え	4
2 各種訓練の実施	5
(1) 登録警備員参集訓練	5
(2) 東京都・多摩市合同総合防災訓練	5
(3) 電話連絡網招集伝達訓練	5
(4) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練	5
第5 セミナー等事業	5
1 教育委員会関係	5
(1) 指導教育責任者研修会（立入前研修会）	5
(2) 教育幹部研修会	5

(3) 教育幹部合宿研修会	5
2 業務適正化委員会関係	6
(1) 熱中症対策	6
(2) 業務適正化推進大会 ～ リスクセミナー2020 ～	6
3 施設警備業務部会関係	6
(1) 上級救命講習	6
(2) 業務適正化研修会	6
(3) 三部会合同研修会	6
(4) 教育担当者研修会	6
(5) 施設警備業務報告会	6
4 交通警備業務部会関係	6
(1) 適正業務研修会（労務問題等）	6
(2) 指導者研修会（交通、雑踏）	6
(3) 三部会合同研修会	7
(4) 適正業務パトロール	7
(5) 関係機関との意見交換会	7
(6) 交通警備業務報告会	7
5 機械・輸送警備業務部会関係	7
(1) 上期研修会	7
(2) 下期研修会	7
(3) 機械・輸送警備業務報告会	7
6 女性部会関係	7
(1) 女性警備員研修会	7
(2) 三部会合同研修会	7
7 青年部会関係	7
8 各地区の研修会等	8
9 各種テロ対策関係	8
10 暴力団等反社会的勢力の排除活動	8
(1) 不当要求防止責任者講習	8
(2) 暴力団追放都民大会への参加	8
(3) 東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会	8
第6 表彰等事業	8
1 優良警備員等表彰式	8
2 各種功労者等表彰	8
3 その他の表彰	9
第7 その他の事業	9
1 総会・理事会等	9
(1) 総会	9
(2) 理事会	9
(3) オリンピック対策委員会	9

(4) オリンピック連絡会	9
(5) 創立 50 周年記念事業準備委員会	9
(6) 新年互礼会	10
2 人材確保対策の推進	10
(1) 東京しごと財団と協働した就職支援講習	10
(2) 人材力支援事業のレガシーの還元	10
(3) イメージキャラクター等の活用	10
(4) イベントにおけるブースの設置	10
(5) 関係機関との連携	10
3 「警備の日」記念行事	10
4 書籍等販売事業	10

はじめに

今上天皇が生前退位され、皇太子殿下が新しい天皇陛下として即位して元号が改まるという、まさに時代の節目となる本年は、即位の礼や大嘗祭などの皇室関連行事が行われるほか、統一地方選挙と参議院議員選挙が重なる選挙の年になるとともに、G20 国際会議、ラグビーW 杯などの国家的行事が目白押しの年となる。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）が 1 年余に迫る中で、警備員不足は大変に深刻な問題であり、警備業務の現場にも影響が出ていることに加え、4 月からは働き方改革関連法が施行され、有給休暇の付与や長時間労働の制限など、業界にとっては厳しい風が吹き付ける多事多端な年となる。

このような現状を踏まえ、昨年来推進してきた人材力支援事業で得た採用定着のノウハウや有益情報を周知して人材確保に資するほか、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を浸透させるとともに、働き方改革ワーキンググループの検討結果の活用を図ることなど、警備業務の料金適正化と警備員の処遇改善や働き方改革への取組みが求められる。

また、様々な国家的行事がある中、警備会社はもとより警備員の一人ひとりが多くの警備経験を積むことで、警備技術や能力を高めるとともに、安全を守り抜くという強い精神力を養い、来年の東京オリンピックに向けて、足腰の強い、逞しい業界となることが期待されている。

第 1 啓発普及活動事業

（定款第 4 条第 1 号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」）

1 広報・啓発活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

東警協の各種事業をはじめ、警備業を取り巻く情勢、各行政機関等からの情報を収集し、防犯対策、防災対策等を紹介するほか、広く一般にも役立つ情報を掲載し、会員はもとより、関係機関、団体等へ配布して自主防犯・防災意識の啓発普及を図る。

(2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、東警協の活動紹介をはじめ、警視庁、東京消防庁、東京労働局など関係機関から寄せられる情報、関係法令や規則等の施行・改正に関する情報や資格取得講習、セミナー等の開催情報をタイムリーに公開するほか、PDF 版の機関誌「とうけいきょう」を掲載して会員に対する閲覧機会の提供に努める。

本年度からは、東京しごと財団から受託した人材力支援事業の一環として開設した「TOKYO を守る！警備のしごと」サイトを統合し、各社の採用サイトへ求職者を誘導することを可能とするほか、スマートフォンやタブレット端末への対応やセミナーの WEB 申込機能を持たせるものとする。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 特殊詐欺被害防止への協力

特殊詐欺被害が依然として多発していることから、2018年（平成30年）6月1日に警視庁との間で締結した「特殊詐欺被害防止協定」に基づき、車両用ステッカーや携帯用シールを活用した声掛け活動を継続推進するとともに、被害防止キャンペーンを企画するなど警視庁と連携して、特殊詐欺の撲滅を目指す。

(2) 東京都安全・安心まちづくり協議会への参加

東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」を制定して犯罪だけではなく交通事故による被害防止も加えた安全安心の確保を図り、「誰もが安全安心を実感できる社会の実現」に向けた取組みを推進していることから、当協会もこれに参加し、犯罪や交通事故の防止に配慮した環境整備に取り組む。

(3) 東京万引き防止官民合同会議への参加

刑法犯認知件数の約1割を占める万引き被害を防止するため、警視庁と東京都並びに民間業界団体等により組織される「東京万引き防止官民合同会議」に参加して、万引き被害の未然防止についての調査研究などに警備業界として積極的に協力する。

(4) 各種被害防止のためのグッズ等の製作・配布

警視庁等関係機関からの要請に基づき、特殊詐欺の被害防止、子供の犯罪被害や少年非行等の未然防止、サイバーセキュリティ対策推進のためのグッズ等を製作し、警視庁各警察署の防犯協会等を通じて、各種運動等で配布できるよう啓発普及に協力する。

第2 育成事業

（定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第4号「法令等の規定に基づく講習等の受託事業」）

1 警備員教育事業（現任教育）

現に警備業務に従事している警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

1日、6時間の教育を実施（1号36回、2号4回 定員各回120名）

2 職業訓練認定校事業（新任教育）

職業能力開発促進法に基づき、東京都から職業訓練の短期課程セキュリティ科を行う職業訓練認定校の指定を受け、新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

4日間、23時間の教育を実施（12回 定員各回120名）

3 公安委員会講習事業

(1) 警備員指導教育責任者講習

○1号警備業務 新規4回 定員 各150名（3回目のみ 200名）

	追加	1回	定員	140名
○2号警備業務	新規	1回	定員	150名
	追加	1回	定員	70名
○3号警備業務		1回	定員	60名(新規50名 追加10名)
○4号警備業務		1回	定員	60名(新規10名 追加50名)
	計	9回		1,130名

(2) 機械警備業務管理者講習

	3回	定員	各	40名
	計			120名

(3) 現任指導教育責任者講習 (定期講習)

○1号警備業務	3回	定員	各	220名
○2号警備業務	2回	定員	各	220名
○3号警備業務	1回	定員		90名
○4号警備業務	1回	定員		90名
	計	7回		1,280名

4 特別講習事業

(1) 特別講習

○施設警備業務	1級	2回	定員各回	100名
	2級	10回	定員各回	100名
○交通誘導警備業務	2級	16回	定員各回	100名

※ 交通誘導警備業務2級の再講習については、2015年(平成27年)11月から全警協が実施してきたが、本年度からは当協会においても定員100名のうち、再講習20名を基本として実施する。

なお、希望受講者数が定員枠を超過した分については、全警協が定員70名(本講習40名、再講習30名)で4回の特別講習を実施する予定である。

○雑踏警備業務	1級	2回	定員各回	100名
	2級	6回	定員各回	100名
○貴重品運搬警備業務	1級	1回	定員	100名
	2級	3回	定員各回	100名
	計	40回		4,000名

(2) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習を兼ねて実施する教育

(40回 定員各回100名)

(3) Oからの挑戦塾

特別講習における検定合格率アップのため、会員限定で実施する教育

(9回 定員各回30名)

5 警備員のスキルアップ研修

今後ますます増加が予想されるインバウンド（訪日外国人）に的確に対応するほか、東京オリンピック招致の謳い文句となった『おもてなし』を具現化した適切な警備業務を行うため、専門講師などによるスキルアップ研修を実施する。

第3 調査研究指導事業

（定款第4条第2号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」）

1 警備業に係る調査研究事業

警備業に係る各種実態把握調査をはじめ、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集する。

2 少子高齢化社会を見据えた調査研究

国内の少子高齢化が進展し、今後の人手不足は更に深刻な状況になることが避けられない。これに対応する高度な機械化、AIやIoTを駆使した社会の実現が予想される中、将来の警備業界の発展につながる諸対策について調査研究を行う。

3 働き方改革に向けての調査研究指導

喫緊の課題である「人材確保」や「働き方改革」に対応するべく、2018年（平成30年）5月に設置した「人材確保のための働き方改革ワーキンググループ」の検討結果がまとまったことから、本年度は、その成果物を会員各社へ還元するため、資料化して配布する。

4 警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画の周知と要請

2018年（平成30年）に全警協が策定した、自主行動計画を会員に周知するとともに、関係機関に対する要請活動を行う。

第4 災害対策支援事業

（定款第4条第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」）

1 災害への備え

東日本大震災や各種災害で得た教訓から、近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるため、食料等の備蓄、装備資器材の調達、各種訓練等を充実強化する。

2 各種訓練の実施

(1) 登録警備員参集訓練

災害時支援協定に基づく活動要領を踏まえ、参集した登録警備員に対して警視庁の指導により、支援協定による要請を受けた諸活動の完遂を期して、5月20日に警視庁交通安全教育センターにおいて各種訓練を実施する。

(2) 東京都・多摩市合同総合防災訓練

9月1日に東京地方に首都直下地震が発生したと想定して実施する東京都と多摩市の合同総合防災訓練に東警協部隊として参加し、自治体、防災機関との連携強化と自助共助の地域防災力向上を図る。

(3) 電話連絡網招集伝達訓練

災害時支援協定に基づき、電話連絡網を整備して災害時の招集伝達訓練を行うことにより、有事即応体制を確立することを目的として実施する。

(4) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練

各地区などの単位で災害対策委員会加盟社により実施される研修会や、警視庁が実施する災害対策訓練、所轄警察署により実施される主要交差点における交通誘導警備訓練等の各種訓練に参加する。

第5 セミナー等事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第5号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」)

1 教育委員会関係

(1) 指導教育責任者研修会（立入前研修会）

警視庁が例年実施している一斉立入検査は、期間を定めず通年実施となっているが、立入りがスムーズに行われることを目的として、事前に会員・非会員を問わず各社の指導教育責任者を招致し、警視庁の担当官からポイント等について指導を受けるための研修会を4月19日に練馬文化センターで開催する。

(2) 教育幹部研修会

経営者の意識改革、教育幹部等の資質及び指導力の向上を図るための研修会を6月20日に実施する。

(3) 教育幹部合宿研修会

警備会社の警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、必要な資質及び能力の向上を図るために10月9日から10日にかけて、研修センターふじのにおける合宿研修会を実施する。

2 業務適正化委員会関係

(1) 熱中症対策

オリンピック対策委員会から諮問を受けた警備員の熱中症対策について、賛助会員による用品等の展示会を開催するとともに、協会として側面支援のできる方策について調査研究を進める。

(2) 業務適正化推進大会 ～ リスクセミナー2020 ～

労働災害防止の論文、ポスター、標語の優秀作品に対する表彰と、労働災害の防止、適正な労務管理、働き方改革等の研修会を2020年2月26日に東食健保会館で実施する。

3 施設警備業務部会関係

(1) 上級救命講習

上野消防署の協力により実施する講習で、東京消防庁が発行する上級救命技能認定証（有効期間3年）の取得を目的として年度内5回実施する。

(2) 業務適正化研修会

施設警備業務を営む経営者や管理者等を主な対象に、適正な労務管理を推進するための研修会を6月19日に開催する。

(3) 三部会合同研修会

施設、交通、女性部会の合同により、経営者等を主な対象に、東京オリンピックに向けて警備業務の果たす役割と取組みを主なテーマとした研修会を9月12日に開催する。

(4) 教育担当者研修会

東京オリンピックに向けてのイベント警備に役立つ保安検査の基本と教え方、施設警備1級及び2級検定合格に向け、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育を強化するための研修会を11月13日に開催する。

(5) 施設警備業務報告会・研修会

施設警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質等向上のための研修会を2020年2月7日に開催する。

4 交通警備業務部会関係

(1) 適正業務研修会（労務問題等）

交通誘導警備業務の適正化に向けての研修会で、本年は熱中症対策に特化した研修会として5月29日に開催する。

(2) 指導者研修会（交通、雑踏）

交通誘導警備2級検定合格に向け、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育を強化するための研修会を6月12日に開催し、その中で東京オリンピックに向けた警備員資質の向上を図る身だしなみ、言葉遣い等、マナーの基本についての研修も実施する。

(3) 三部会合同研修会

交通、施設、女性部会の合同により、経営者等を主な対象に、東京オリンピックに向けて警備業務の果たす役割と取組みを主なテーマとした研修会を9月12日に開催する。

(4) 適正業務パトロール

道路工事現場のパトロールを実施し、危険個所の把握、安全配置指導等事故防止対策を推進するため、7月1日から7月31日に実施する。

(5) 関係機関との意見交換会

交通誘導警備の現場における事故防止を含む適正業務の推進や関係機関の動きを把握するため、4月23日に警視庁と10月28日に全警協との意見交換会を行う。

(6) 交通警備業務報告会・研修会

交通誘導警備業務の年間報告と次年度の活動計画等の報告と適正業務の推進及び資質等向上のための研修会を併せて行うもので、2020年3月16日に開催する。

5 機械・輸送警備業務部会関係

(1) 上期研修会

機械・輸送警備業務を営む各社の教育幹部等の資質・能力の向上を図るための研修会を7月19日に開催する。

(2) 下期研修会

機械・輸送警備業務を営む各社の管理者を主な対象に、意識改革及び適正な警備業務を推進するための研修会を11月8日に開催する。

(3) 機械・輸送警備業務報告会・研修会

機械・輸送警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質向上のための研修会を併せて行うもので、2020年2月21日に開催する。

6 女性部会関係

(1) 女性警備員研修会

女性警備員を対象として、警備技術の向上や人格向上に資することを目的として開催する研修会で、7月5日に開催する。

(2) 三部会合同研修会

女性、施設、交通部会の合同により、経営者等を主な対象に、東京オリンピックに向けて警備業務の果たす役割と取組みを主なテーマとした研修会を9月12日に開催する。

7 青年部会関係

総務委員会の下部組織として、少子高齢化社会における警備員不足への対応、他業種の労働集約型産業の調査研究、警備業の社会的地位の向上についての取組

みを主な任務とするほか、9月14日に予定されている「警備の日」記念行事の企画運営に当たる。

8 各地区の研修会等

中央、千代田、城南、南西、新宿、北西、北東、多摩の各地区において、年間業務報告会や適正業務の推進、警備員の資質の向上等に資する研修会を開催する。

なお、城南地区と南西地区では、合同による研修会を4月15日に開催し、講師依頼や会場借り上げ費等の合理化を図る。

9 各種テロ対策関係

各国で発生している国際テロを見据えて、警視庁が実施するテロ対策パートナーシップ連絡会議に参加するとともに、各種警備訓練の視察や協会で実施する各種研修会の開催に合わせて、テロ対策の講話を受講するなど、警備業界全体の関心を高め、東京オリンピックの安全な開催に向けた環境作りを推進する。

10 暴力団等反社会的勢力の排除活動

(1) 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、(公財)暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」を6月13日と11月29日に開催し、暴力団等反社会的勢力を排除する活動を支援する。

(2) 暴力団追放都民大会への参加

東京都暴力団排除条例に基づき、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団追放都民大会へ参加する。

(3) 東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会

2月に開催する定例理事会を対策協議会と位置付け、年度内の活動結果と活動予定を報告するほか、情勢把握と対策を協議する。

第6 表彰等事業

(定款第4条第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」)

1 優良警備員等表彰式

会員各社から表彰基準に該当する警備員の推薦を受けて表彰する。これまで当協会創立記念事業の一環として、創立記念日(10月28日)前後に実施しており、本年度は10月15日に銀座ブロッサムにおいて実施する。

2 各種功労者等表彰

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成について顕著な功労のあった者、警備員の教育に関する事業に従事し、または警備業の発展のため

に実効ある発明、考案若しくは研究をし、警備業の発展に顕著な功勞のあった者に対する表彰で、5月31日の定時総会に合わせて実施する。

3 その他の表彰

(一社)全国警備業協会が募集する労働災害防止に関する論文、ポスター、標語の優秀作品について、リスクセミナーの席上で表彰を行うほか、会長が特に必要があると認めた者に対して表彰を行う。

第7 その他の事業

(定款上の事業～定款第4条第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

1 総会・理事会等

(1) 総会

2018年度(平成30年度)の事業報告と決算報告をはじめ、理事・監事等の選任などについて承認を受けるために開催するもので、本年度の定時総会は5月31日に開催予定であり、当日は警備業功勞者等の表彰式を併せて実施する。

(2) 理事会

2019年度の理事会は、4月24日、7月17日、9月19日、12月10日及び2020年2月19日にそれぞれ開催する。

(3) オリンピック対策委員会

東京オリンピックの安全な開催を見据え、警備員の人材確保とスキルアップ対策、熱中症予防対策をはじめ、必要な警備技術等について調査研究を行い、東京都警備業協会としてとるべき対応などについて検討する。

当面、東京オリンピックに向けた諸対策のうち、人材確保対策を総務委員会に、警備員のスキルアップ対策を教育委員会に、熱中症対策を業務適正化委員会にそれぞれ諮問して対策を検討するとともに、各種施策を推進する。

なお、東京オリンピックの開催までは、理事会の前時間で開催することとしている。

(4) オリンピック連絡会

東京オリンピックの開催を控え、当協会独自で警視庁(生活安全総務課、オリンピック総合対策本部)、オリンピック組織委員会、神奈川県警備業協会、埼玉県警備業協会、千葉県警備業協会及びJV事務局のほか、オブザーバー、アドバイザー等に出席要請をして、オリンピック対策委員会の開催前に情報交換や連絡調整などを行うこととしている。

(5) 創立50周年記念事業準備委員会

2021年10月28日に協会創立50周年を迎えることから、2018年(平成30年)12月に設置した記念事業準備委員会において、開催場所やイベント内容の検討と記念誌の発行に必要な検討を進める。

(6) 新年互礼会

諸官庁並びに会員相互の交歓の場として、2020年1月21日にグランドアーク半蔵門で開催する。

2 人材確保対策の推進

(1) 東京しごと財団と協働した就職支援講習

働く意欲のある高齢者を生かした就業モデルの開拓と拡大に取り組むために活動している（公財）東京しごと財団との協働事業として、55歳以上の就職支援講習「警備スタッフ」コースを5月20日から5月31日と、11月25日から12月6日までの2回の講習を共同実施する。

(2) 人材力支援事業のレガシーの還元

2017年度（平成29年度）から取り組んできた人材力支援事業で得た採用に関するノウハウや好事例のモデルケースなどをまとめた冊子を作成し、会員企業に配布して活用にあてる。

(3) イメージキャラクター等の活用

東警協のイメージキャラクター「とけきょん」や女性警備員の愛称である「警備なでしこ」を活用し、関連グッズやチラシ等を製作して、ハローワーク等で配布するほか、「警備の日」記念行事をはじめとした各種イベント等で人材確保に向けた広報に活用する。

(4) イベントにおけるブースの設置

東京都合同防災訓練等の大規模イベントが実施される際、東警協ブースを設置し、「とけきょん」や「警備なでしこ」などのグッズ等を活用して警備業のPRを行い、人材確保対策の一助とする。

(5) 関係機関との連携

（公財）東京しごと財団のほか、東京労働局職業安定課（ハローワークを含む）、自衛隊東京地域援護センター、防衛省自衛隊就職援護受託事業者などと連携して、警備業界の人材確保対策を推進する。

3 「警備の日」記念行事

「警備の日」（11月1日）に合わせて開催を予定している記念行事については、人材確保を主目的に警備業を一般に知ってもらう機会とし、青年部会と災害対策委員会が主体となり9月14日に新宿駅西口広場イベントコーナーにおいて実施する。

なお、本年度開催予定であった災害対策総決起大会については、「警備の日」記念行事の中で災害支援活動や訓練状況を展示広報する。

4 書籍等販売事業

警備業務に関する教本等の書籍類をはじめ、検定受験のためのDVD、申請書類、検定バッジ、協会オリジナルの警備員手帳、「とけきょん」ぬいぐるみ、IDカードホルダーなどの販売を行う。